

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
 TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
 URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

トヨタ自動車

内野過労死

労災認定裁判

QC(品質管理活動)サークルなど サービス残業も遺族年金に加算

2007年11月30日、名古屋地裁は、内野健一さんの過労死を労災と認め、死亡一ヶ月前の残業時間を「106時間」と認定しました。ところが、国・豊田労基署などは、遺族年金の算定にあたり、残業時間の基準を判決前の45時間として算定しようとしていました。この問題では、豊田労基署要請・厚生労働省要請、そして、トヨタ総行動での訴え、トヨタ本社・トヨタ労組への要請など、粘り強い取り組みをしました。

その結果、豊田労基署は、判決をもとに、健一さんの被災一ヶ月前のサービス残業分を再計算し93時間と算出し、この値を遺族年金に加算したのです。このように、労基署に、遺族年金に残業時間を反映させて再計算させたことは、初めてケースです。

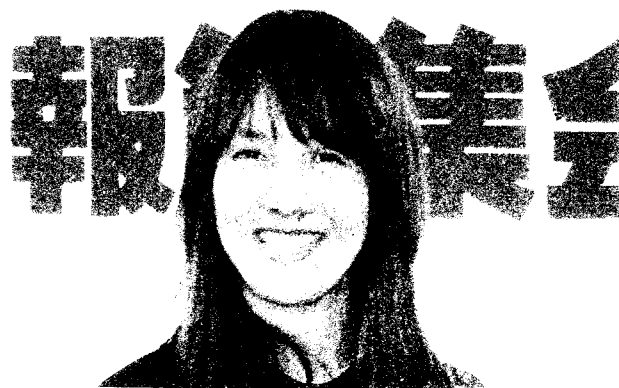
これは通常労基署は、「会社が残業をさせたという証拠が必要」という理由で、残業時間を遺族年金算定に反映させていませんでした。

内野さんは、「労基署は、判決に従え。」という声を上げ、労基署に要請し、初めて再計算させたのです。司法判断に従わない労基署の悪しき慣例を打ち破り、労災認定の運動に新たなページを作った点で画期的です。

健一さんがおこなっていたQC活動は、本人やサークルで製造原価をどれだけ安くできるかなどを会社に提案するものでした。

トヨタでは、このQCサークル活動は自己研鑽と称し、自主的な活動であるので労働時間として認めませんでした。

しかし、実態は上司に提案用紙を提出し、上司の認め印もあり、地裁判決は「業務」と認め、残業時間に算入していました。



妻の博子さんは「本当に悔しかった。なぜ、判決前の数字に戻るの？なぜ夫が死ぬほど働いた106時間を認めてくれないの？私が6年間も苦労したことはいったい何だったの?!」

博子さんの悔し涙を忘れることができません。2007年12月末、遺族年金算定問題で愛知労働局要請後、涙する博子さんにかかる言葉が見つかりませんでした。

遺族年金は、被災三ヶ月前の残業時間を含む労働時間が算定の基礎になっています。弁護士と博子さんは、舛添大臣へも要請を行うなど粘り強い交渉の結果、サービス残業も遺族年金に加算させたのです。

水野幹男弁護士は「これまで遺族は、判決で過労死が労災認定されても、サービス残業分を遺族年金に加算しない算定におかしいとは思いつつ、追求しませんでした。内野さんは『厚労省は判決に従え！』と声を上げ、平均賃金の算定を見直させた初めてのケースです。今後の運動に活かします。」

厚労省への要請行動では、八田ひろ子前議員・小池晃参院議員はじめ、各団体個人の皆様には、大変温かいご支援を頂き有難うございました。心から感謝申し上げます。

(支援する会事務局：鈴木 利往)

内野さんを支援する会

第5回総会を開催

内野さんを支援する会・事務局では、豊田労基署がQC活動も労働時間と認め、遺族補償年金に算定したとの決定を受け、裁判闘争の一応の決着と判断しました。

そこで下記の日程で、第5回総会を開催します。

今総会では、支援する会の解散・運動の成果・報告集の発行などのついて議論をお願いいたします。

なお、事務局は報告集の編集など残務整理のため一年間は継続を提案します。

追記：11月19日（水）に勝利報告集会を予定しています。



<内野さんを支援する会 第5回総会 日程>

◆日時：6月22日(日) 13時30分（受付開始13時）

◆内容：

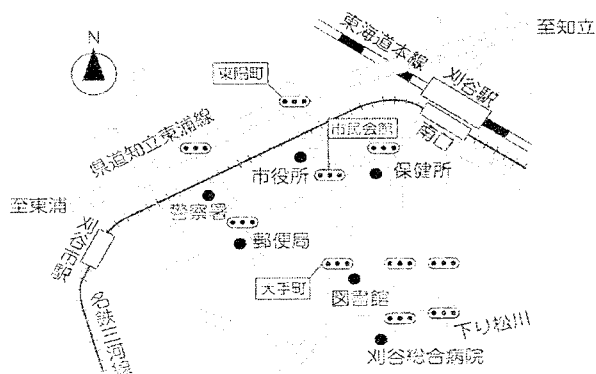
- ①ビデオ上映 ②弁護団報告 ③原告挨拶 ④事務局よりの提案 ⑤会計報告
- ⑥意見交流など

◆場所：刈谷市民会館

- ・電話：0566-21-2071
- ・住所：刈谷市大手町2丁目25番地

◆地図・交通機関

- ①JR刈谷駅（南口）または名鉄刈谷駅（南口）から徒歩7分
- ②公共施設連絡バス全線「市役所」バス停から徒歩3分



名古屋高裁で、第1回口頭弁論

前日に医師意見書提出の非常識

2008年3月19日午前10時30分から、名古屋高裁1003法廷にて第1回口頭弁論が開かれました。傍聴席は、ほぼ満席。そうか、控訴されたのだから支援者は被告席側の傍聴席に着席しなければ…。被告席側に着席したものの、何故か違和感を感じました。

1月22日の進行協議以降、控訴人スギヤマ薬品からは、準備書面(2)、医師の鑑定を求める意見書、証人尋問を求める意見書、陳述書が提出されました。そして、またまた提出期限を大幅に破り、口頭弁論の前日になって医師の意見書を提出してきました。このような非常識な行動に対し、冒頭に、中谷弁護士から猛抗議がありました。

被控訴人からは、杉山正章氏の陳述書、前回スギヤマ薬品が提出した準備書面(1)等に対する意見書、準備書面(2)として医師の意見書を提出しています。また、控訴人準備書面(2)に対する反論の陳述書も提出しました。そして、当日に急遽、準備書面(3)を提出。

〔準備書面に関してはHP「スギヤマ薬品の薬剤師杉山貴紀は何故過労死したのか?」(URLは、「<http://www12.ocn.ne.jp/~sugiyama/>」)をご覧ください。〕

控訴人準備書面(2)では、HP「スギヤマ薬品の薬剤師杉山貴紀は何故過労死したのか?」の内容が取り上げられ、前回、HPに掲載した「進行協議を終えひとこと」の内容に対する、控訴人代理人・鮎澤弁護士からの抗議文の提出もありました。

その内容としては、前回の進行協議後の様子などに触れ、HP掲載の文章には事実の歪曲・誇張があるとし、従って母・杉山ふじ江さんの様々な陳述は事実の歪曲だから、結果として貴紀さんは過労では無かったという論法を展開しています。ケシカラ論法です。貴紀さんのHPは、大変読みやすくなっており、HP管理者は「一般に公開する以上、嘘偽りは一切無いようにしています。また、内容に関しても抑えて

書くことはあるにせよ、誇張して書いたりすることはありません。この事件・裁判について皆様知って頂く事、また、不幸にも同じような状況になられた方のお役に立てればと作成しているものです。事実の歪曲は全く意味の無い事です。そして、これまで提出した書面や証拠に関しても、あくまで真実を主張しています。」と述べています。

当日は小雨の降りしきる中、控訴審第1回口頭弁論が行われました。まず、裁判長より提出書面の確認が行われました。その際、中谷弁護士より、第1審の時から度々遅れて提出されるスギヤマ薬品の書面提出時期について意見が述べられました。確かに、こちらがその医学的意見に対する反論をする為には、提出があまりに直前過ぎて、これは意図的なものでは?とスギヤマ薬品の悪意を感じてしまいます。裁判長からも指摘を受け、控訴人鮎澤弁護士は「お医者様もお忙しい方なので…」と言っていました。次回の書面の提出期限は5月15日をめどにと決められましたが、どうでしょうか。また期日を守らないで書面を提出するのではないのでしょうか?

また、裁判長から、控訴人スギヤマ薬品から申し出のあった証人尋問、医師の鑑定について、その必要は無しと判断した旨が述べられました。当然の事ながら第1審の蒸し返しにならないよう、また、より迅速に裁判を進めていく方針のようです。

当日は、小雨の降る中、大勢の方々に傍聴して頂きありがとうございました。今後ともご支援をお願いいたします。

ドラッグスギヤマ損害賠償控訴審
〈第2回口頭弁論〉

2008年6月4日(水) 午前10時30分
名古屋高等裁判所1001法廷

第1回証人尋問の様子

トヨタ・デンソー損害賠償請求裁判の原告から、証人尋問廷の様子について寄稿して頂きました。証人尋問の様子を紹介します。
今後も、ご支援をお願いいたします。

裁判では、証人尋問は2回に分けて実施することになりました。名古屋地裁1103法廷にて、1回目の証人尋問が、4月25日（金）13時からがありました。

当日は、愛知健康センター、全トヨタ労働組合（ATU）、トヨタ自動車過労死裁

判で勝利した内野さん、ソフトバンク過労自殺裁判の小出さんも含め、40名を超える支援者の参加がありました。本当にありがとうございました。被告の会社側からも数名が参加していたようです。

◆原告Kさんの証言内容

- ・トヨタへの長期出張前に説明されていた業務内容や人員体制が異なっていたこと。
- ・新規の高度な開発業務を一人で対応し、トラブルも多く、質・量ともに大変だったこと。
- ・恒常的な長時間労働があったこと。
- ・上司からのパワハラがあったこと。
- ・原告のデンソーへの帰任の申し出を無視し、長時間労働を継続させ、何ら配慮がなかったこと。

◆被告（トヨタ上司）の証言内容

- ・原告の業務にトラブルがあったが、マニュアルに従ってやっていけば問題なく、そんなに大変ではないこと。
- ・原告が業務で困った時には、上司が協力していた。
- ・設計図面承認作業は数時間程度で出来る簡単なもの。
- ・原告は真面目に仕事をやっていた。

◆被告（デンソー上司）の証言内容

- ・原告の体調悪化は聞いて、知っていた。
- ・業務配慮をしていた。3～4回、早く帰るよう言ったが、帰らなかった。
- ・当時デンソーの時間外労働は労使協定で3カ月270時間まで可能だった。

証人尋問で、原告Kさんは、当時の業務の過重性や上司のパワハラについて、詳細に事実を述べました。

被告の会社側は、Kさんの業務はそんなに大変では無かった。配慮もしていた、と主張しました。

裁判官からKさんに対して、トヨタ、デンソーの労働時間、部下の健康配慮、上司の業務指示について質問があり、Kさんは丁寧に答えていました。

◆2回目の証人尋問日程

5月12日（月）13時～17時 名古屋地裁 11階 1103法廷

- ・原告側証人：同僚1名
- ・被告側証人：同僚1名（原告側証人と同人）、トヨタ上司1名（パワハラ上司）、デンソー上司2名

頑張って勝利したいと思います。引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

マツヤデンキ
小池 過労死
労災認定訴訟

名古屋地裁判で不当決判!

高裁での闘い、支援の輪さらに大きく
・・・障害者に冷たい司法の判断を覆そう・・・

3月26日13時30分、名古屋地方裁判所・多見谷寿郎裁判長は、マツヤデンキ豊川店に障害者枠で採用され、心臓機能に障害があり障害者認定を受けていた小池勝則さん(37才)の過労死(2000年12月25日)事件に対し、健常者と同じ基準で判断し、豊橋労働基準監督署と同じ目線で、原告・小池友子さんの労災認定請求を棄却する不当判決を下しました。

名古屋地裁判決は、国際的に確認されている法の趣旨に触れず、健常者と同じ基準で判断したものであり、障害者の立場に立っていない欠陥判決です。原告・小池友子さんは、代理人弁護士を通じて、既に控訴手続きを済ませています。今こそ世界が到達した物の見方・考え方で、障害のある人もない人も安心して働くことができる社会を目指して頑張らしましょう。

◆障害者の視点が全く欠如

判決は、「本人を基準として検討する」「国が主張する平均的労働者基準説を排斥する」としながら、障害者枠で採用した労働者に(原告・小池友子さんの主張では44時間、裁判所認定は33時間)、健常者と同じ基準で就労させていたことを不問にしました。

障がい者に残業を押しつけたうえ、立ち作業による負荷、職場での偏見による負荷、休憩時間や休日が少ないことの負荷、ノルマによる負荷などを全く認めず、心臓機能障害者にとって過重性を考慮されない欠陥判決です。



◆国際的な到達点が欠如

原告・小池友子さんは、「障害者の痛みが理解してもらえない判決で悔しい。」と語りました。心臓機能に障害があることから労災認定の判断は、今ある法を生かすべきです。採用時の健康診断も実施せず、障

害者に残業をさせるなど、過重性の判断が欠如しています。労働安全衛生法や障害者雇用促進法、さらに雇用障害所雇用対策基本法の視点で判断すべきです。

◆連帯して頑張ろう

視覚障がい者・梅尾朱美さんに対する名古屋市のヘルパー派遣事業で、名古屋市は契約を一方的に契約を解除した事件の判決が、3月26日午後4時30分、名古屋地裁でありました。

判決では、梅尾さんの訴えに耳を貸さない全く不当なものでした。原告・梅尾さんは、4月7日、名古屋高裁へ控訴しました。新たな闘いが始まります。共に連帯して頑張ろう!
(文責: 鈴木 明男)

障がい者のストレスを どう考えるのか

5月4日に山田信也先生と懇談しました。その中で大変貴重な話を聞かせてもらったのでお知らせします。

今年3月に梅尾裁判と小池裁判で敗訴になった原因は裁判官の障害者に対する認識が浅いことがあげられます。言葉を換えると、弁護団が法廷で裁判官の認識を変えるような証拠を提示できなかったことにあるのではないかということです。

障害を持つことは単に身体的な障害だけでなく、脳神経にも大きな影響があるのです。たとえば、事故で左手を失なっただとすると、脳の細胞がこの事態を認識するには時間がかかると言うことです。左手がなくなった頃は左手がないのに左手がだるいとか痛いという感覚（幻覚）がして、障害者を苦しめることがあります。また、左手がない状況で右手でどのように左手の機能をカバーできるのかは、何度も失敗を繰り返し、訓練して、脳神経にその方法のデータを覚えさせてやっと出来るようになるのです。それには時間と訓練が必要です。小池さんは働き始めて、わずか1.5ヶ月で亡くなりました。こんなに短い期間では仕事になれることは出来ていません。だから、毎日、すごいストレスがかかっていたのではないのでしょうか。残業が33時間で



健常者の基準45時間に充たないから、ストレスは小さいと判断するのは間違っています。深い検証が必要です。

また、左手を失って、生きていく自信がなく、自分は何でこのようなひどい目にあうのかと、悲観的になり、暗く、悪い方向に物事を考えるようになる傾向が強まります。それは左手をカバーする方法を確立して生きる自信がつくまで繰り返し、障害を持つ人に襲いかかって来るものです。だから、自殺未遂などをしやすくなるのではないのでしょうか。

そのことを裁判官に分からせる工夫が必要です。

昔、サリドマイド奇形になって生まれてきた典子さんが、手のかわりに足の指を使って料理をしてり、水泳をおぼえたり、結婚して子育てをする映画を見ました。典子さんの足が手のように活躍するさまを見て、おどろいたことがあります。そこまでのためには血のにじむような努力が行われて、脳の神経にデータを蓄積した結果出来るのです。

単に、骨折して左手の機能を一時的に失った人とは全く違う脳の神経の中での闘いがあることを見落としてはいけないのです。
(文責 宮崎脩一)



刈谷市職員
倉田康弘さん
公災認定審査請求

公務外裁決の取り消しを求め、

5月中に名古屋地裁へ提訴!!

刈谷市職員・倉田康弘さん過労死事件では、地方公務員災害補償基金愛知県支部審査会では公務災害と認めない、不当な裁決でした。不当な裁決に到底納得できない、妻・利奈さんは、康弘さんの公務災害認定を求めて、名古屋地裁へ提訴する準備を進めています。

2008年4月11日(金)午後1時半から名古屋第一法律事務所にて弁護団会議が開かれました。弁護団は、福井弁護士(主任)、水野弁護士、田巻弁護士、樽井弁護士、森弁護士の5名。弁護団会議では、訴状の準備に向けて弁護団で担当を決め執筆準備に入りました。連休明け5月9日にも弁護団

会議が予定されており、訴状内容の検討がなされ、若干の修正を経たうえで、訴状が準備されます。そして5月末までには訴状を整えて、名古屋地裁へ提訴予定です。提訴の日時が確定しましたらみなさまに連絡をさせていただきますので、ご支援をお願い致します。

なお、支援する会事務局員として、元トヨタ車体労働者・藤山幸男さんが新しく加わりました。藤山さんは、トヨタ自動車・内野さんを支援する会の事務局員でもあります。トヨタ自動車・内野さんの闘いの経験を、倉田さんの事務局会議でも発揮されることと期待いたします。

6月9日午後、公務員災害補償基金中央審査会を開催

また、愛知県支部審査会で不当裁決後、倉田利奈さんは、東京・基金本部審査会へ再審査請求を行っていました。その基金本部審査会が、6月9日午後1時30分から東京で開かれることになりました。しかし、基金本部審査会で再審査された最近の事例では、支部審査会での決定を覆して逆転裁決され公務上と認定された事例は皆無と言っても過言ではありません。それほど基金本部審査会の公務災害認定のハードルは高

く、過労死家族の会でも公務上認定のハードルの高さが問題になっています。倉田康弘さんの事例も、逆転裁決はほとんど期待できない状況と言ってもいいでしょう。

しかし、いくら閉鎖的な本部審査会と言えども、言いたいことはしっかり訴えておく必要があります。はるばる東京まで出かける訳ですから、過労死家族の会を通じて支援を呼びかけることも必要と考えます。こちらで温かいご支援をお願い致します。

<倉田さんを支援する会総会>

◆日時：6月15日(日)午後1時30分

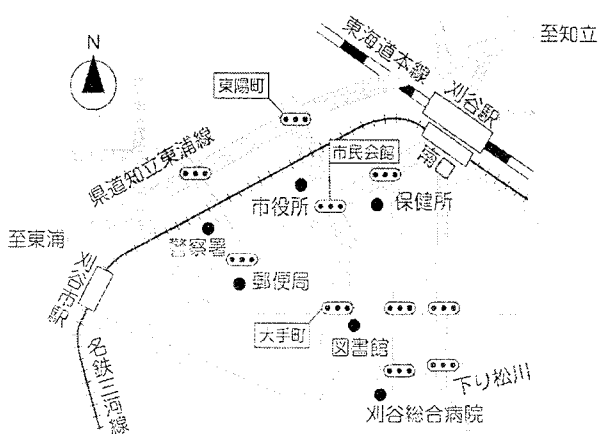
◆場所：刈谷市民会館

・電話：0566-21-2071

・住所：刈谷市大手町2丁目25番地

◆地図・交通機関

- ① JR刈谷駅(南口)または名鉄刈谷駅(南口)から徒歩7分
- ② 公共施設連絡バス全線「市役所」バス停から徒歩3分



ソフトバンク

損害賠償請求

小出過労自殺裁判

小出裁判の早期解決を

栄総行動でソフトバンクへ要請

4月16日(水)午後2時、栄総行動の一環として、支援者10名で名古屋駅ツインビル35階にあるソフトバンクに、早期解決を求め要請を行いました。対応したのは課長一人で、要請団を約一時間立たせたまま、部屋に入れないというひどい対応でした。陰悪な空気が流れていましたが、要請団が「裁判で判決がでて、最後は原告と被告との話し合いで決着がつくのだから、判決を待たずに問題解決のための話し合いに応ずるように。」と説得しました。

課長は個人的な意見であると前置きしながら、『話し合いに応じよ』との要求ははじめ

て聞くから上司に伝えたい。」とやや柔軟な対応に変化してきました。こちらからは「要請団の中には年取った人や病気の人もあるので、次回からはきちんと部屋を用意して、座って話し合いができるようにすること。また、複数の関係者で対応し、記録をとること。」などを申し入れてきました。

争議の始まりの頃は、このような頑なな対応の会社が多いのですが、ソフトバンクについては、3年以上同じような対応で、硬直した姿勢を変えていません。他社の対応を見習って早く問題の早期解決にふみだしてほしいものです。

◆ 5月21日(水)14時30分、名古屋高裁で証人尋問法廷

小出裁判は5月21日(水)午後2時30分から名古屋高裁で証人尋問法廷が開かれます。証人尋問では、始めて採用された小出堯さんの主治医とボーダフオン時代に小出堯さんの同僚の証言です。名古屋地裁ではうつ病の実態と携帯電話の開設時の忙しさについて、実態を掘り起こすことが出来ませんでした。今回の法廷では証人の証言に期待がもてます。

また、堯さんが子供の時に罹患した小児麻痺についても、足の不自由さや障害の実態について証言しても好いという人が現れています。証人の追加申請をして、障害者の実態に迫る証言が得られるものと期待されます。ご支援の裁判傍聴をよろしくお願いします。

5月1日、支援する会では、メーデーの会場で署名活動を実施しました。結審までにさらに1万の署名を追加したいと思っています。署名活動にもご協力をお願いします。

(文責：宮崎 脩一)

ソフトバンク・損害賠償小出裁判

5月21日(水)14:30 証人尋問

名古屋高裁1001法廷

<証人>主治医、元同僚を予定

ご支援をお願いします。



不服審査法の改悪断固反対！

労災認定を促進する制度への改善を！

4月8日、厚生労働省は「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律案要綱」を明らかにしました。この改悪案では、都道府県に設置されている労働保険審査会制度を廃止し、中央の労働保険審査会に、事実上一本化するとしています。これは、労災認定の三審制（認定請求、審査請求、再審査請求）を根底から覆し、過労死などの労災認定をより困難にさせる改悪法に他なりません。

現在、中央労働保険審査会は、毎年1000件近い未処理事案を翌年に繰り越しています。審査法が改悪されれば、その業務はさらに麻痺し、「簡易で迅速な救済の確保」はますます遠のくばかりか、審査会での口頭意見陳述の回数制限や時間制限をより進めることとなります。さらに、不服申請する人の権利を剥奪し、審査会判断の中央集権化を進めることとなり、その結果、労災認定の救済率の低下は目に見えています。私たちは、不服審査制度の改悪に断固反対します。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、厚労省に対し、次のような要求項目を示し、申し入れをしています。

1. 労働保険審査会法、地方公務員災害補償法の改正案は、現行制度の現状とその改善策を含めて審議し、行政不服審査会法改正案と抱き合わせて成立させないこと。厚生労働委員会、総務委員会などで十分な審議をつくすこと。

2. 労働保険審査会は、申請者の意見陳述などを十分保証し、審査・審議を十分に行うこと。さらに、第三者性を確保した審査機関での公平迅速な審査を行うために以下の内容を実現すること。

① 審査会の中央への一段階化は行わず、都道府県単位に第三者性を確保し、裁判と同じような構造を持つ審査機関を設置すること。

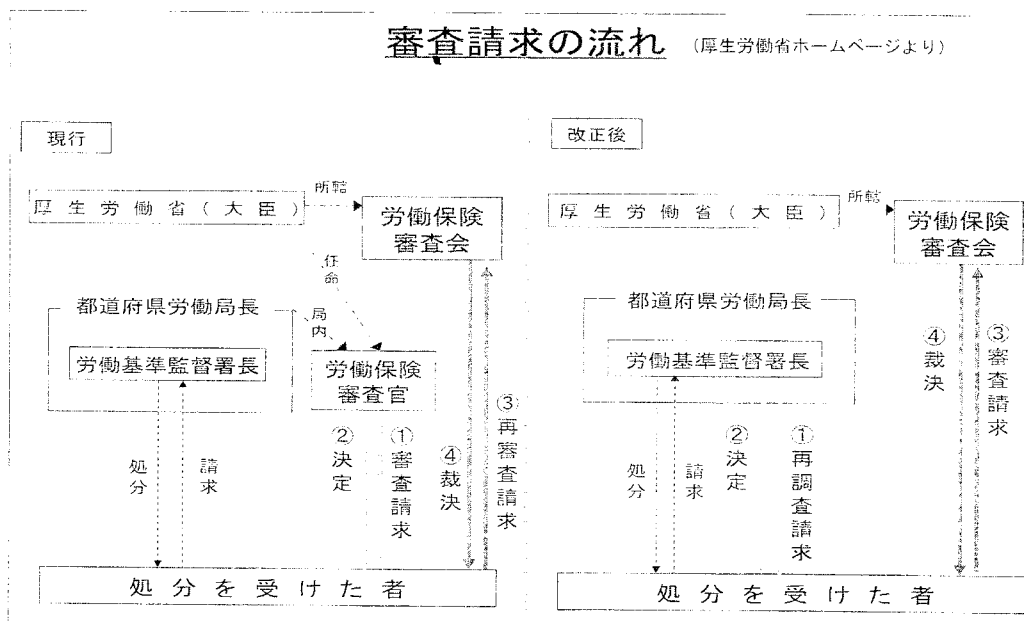
② 再審査請求後三ヶ月以上経過しないと行政訴訟提訴ができない現行制度を廃止し、どの段階でも行政訴訟が提訴できるようにすること。

③ 請求人が、労基署の調査内容・記録等の閲覧やコピーすることを保証し、原処分庁の見解を確認し、争点を知った上で審査請求できるようにすること。

④ 標準審査期間を明示すること。

⑤ 労働福祉事業(社会復帰促進等事業)についても審査請求を認めること。

審査請求の流れ (厚生労働省ホームページより)



名ばかり「管理職」の過労自死事件

電話相談から、労基署へ労災認定申請

Aさんは、1999年(平成11年)11月にA住宅建築会社に入社。仕事ができ、真面目で責任感ある働きぶりを認められ、入社3年目で課長職に任命されました。

名ばかり管理職

ところが、課長は「管理職」ということで、役職手当が月3万円のみで時間外労働手当は全く支払われておりません。タイムカードから算出した時間外労働は、過労死認定基準の月100時間を大幅に上回る、月150～160時間という超長時間労働を強いられました。その結果、2007年11月、疲れ果てたAさんは自死しました。享年51歳でした。

超長時間労働

Aさんは、自宅を7時20分頃出て名鉄電車で通勤。通勤時間はおよそ20分。会社はフレックスタイム制を導入しており、就労時間は、8時半～17時、9時～17時半、9時半～18時でした。

しかし実際には仕事の進捗状況に合わせて業者との打合せや施主の要望やトラブル解決にあたるなどで奔走。夜10時過ぎまでその日のまとめや翌日の準備などの仕事のため会社に残らざるを得ませんでした。

また、会社の休日である土日祭日もほとんど出勤しました。特に被災前1ヶ月である10月度(9月16日～10月15日)では、休んだのは10月14日たった一日だけでした。

タイムカードから算出した時間外労働は、月150時間を超えていました。

配転で営業所長の重圧

さらにAさんは、2006年11月、本社から営業所長へ望まない配転をし、一層多忙となり、歯が欠けても歯科医へ通院することさえできませんでした。

また、1級建築士取得を目指し勉強を始めたが、十分な学習時間が確保できないまま1級建築士資格試験を受験。結果は不合格でショックを感じていました。

Aさんは、「このまま会社にいると殺される」と2回辞表を提出。しかし会社はAさんの辞表を受理しませんでした。

会社はリストラで辞めたくない人を辞めさせても、辞めたいAさんは辞めさせませんでした。

真面目で家族思い

Aさんは、家族思いで、真面目で厳格な性格でした。自死への道を選ばなければならなかったのは、「管理職」という職務に対する真面目さと責任感の強さです。その結果、家族との時間もとれず、心身ともに疲れ果てた結果です。

ご遺族は、労災と確信し名古屋東労働基準監督署に労災認定申請をしました。労基署が労働者のいのちと健康を守る任務を果たし、Aさんの事例について精査の上、労働災害と認定されるよう強く求めます。

(文責：鈴木 明男)

7月1日～7日は、安全衛生週間です

「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」

まず労組が危険な労働実態の洗い出しを！

この3月末、42年勤めた名古屋市上下水道局を退職しました。いろいろな思い出があります。労働組合の役員立候補の文書の一部を拾い集め時々の思いを振り返ってみました。 吉川正春



1973年 25歳 初めての立候補

“高度成長のひずみに怒りが”

・・・家族を含め生存権を守るたたかいです。異常な物価高、人の命を虫けらのように奪う公害・交通事故、貯金も馬鹿らしい、べらぼうな土地の値上がりで家も建てられないなど、今の企業優先の日本では将来に見通しはなく、先行き不安が大きくなっています。・・・

1979年 31歳

・・・本来人の暮らしをより豊かにするための生産活動が、いつの間にか企業の存続と利益のために、人の命を奪い（労働災害）健康を破壊し、暮らしを破滅に追い込んでいます。こんなバカなことが間違いなく行われています。労働組合運動が、子供の純真な心をいつまでも守り育てるために、あくどい環境破壊に厳しく対決し仲間の人間らしさや働きがい、生きがいを大切にしていけることが求められています。・・・

1989年 41歳 労働組合は味方？

こんな話を聞きました。“国鉄の分割・民営化攻撃”の中、清算事業団で差別・迫害を受けながら頑張っている国鉄労働者の中学生の息子さんが、いつも遅い父が帰るのを待って、目を輝かせて話しました。「お父さんもう大丈夫だよ。今日、社会の先生が日本には労働基準法があって労働条件に差別をしてはいけない。と言っていたよ。会社の嫌がらせは労働組合があってお父さんの見方をしてくれるそうだよ。」お父さんは絶句しました。その労働組合が！

1993年 45歳 どんぐりの家

私は幼いころから漫画愛読者です。最近「ビックコミック」誌に連載中の「どんぐりの家」に引き付けられました。実在するろうあ者の家族と関係者の生きざまを見事に描き出しています。「生きていてよかった」その一瞬の時を得るまでの筆舌にあらわせない関係者の苦悩が、漫画のひとコマひとコマからヒシヒシと伝わってきます。障害者が生きていくのに社会環境は極めて不十分で、家族の血のにじむような努力が強いられています。「ひまわり号に行こう」と声をかけながら、自分はいけず、サークル仲間と出かけた娘に「お父さんは口だけ」と言われたのが胸にこたえています。

1994年 46歳 春一題

家を整理していたら、31年前の作文集「雑草」が出てきた。中学3年生の同窓誌だ。中学を卒業後、お互いの交流と励ましの情報誌を発行したものである。15歳で働き始めたつらさを、また「なぜ高校なのか」と自問自答する友の声がつづられている。かすかな記憶をたどると、「雑草」発行に友人たちと奔走した自分を思い出す。40半ばを過ぎた現在、すべてのことに結果をおそれずチャレンジした青年時代が懐かしい。古い宝物を見つけて、せめて気力の面で「古き時代」を学びたい。

1996年 48歳 労働組合結成50年の重み

就職した当時、初任給17900円、案内された勤務場所は地下室。先輩たちは泥まみれ汗まみれの体をいやすため風呂の設置。女性ではせめて着替えるための更衣室を要求した。あの人は2回目、なぜおれは外されたのか。特別昇給制度が職場を暗くした。十何年も同じ職場のひとがいる一方、1年2年で異動する仲間もいる。疑心暗鬼がうずまく。働く職場環境を整備し、みんなが納得できる人事。良い環境で市民生活を守り向上させる仕事に専念できる体制を作り上げてきた先輩たちの財産を生かし育てたい。

書籍紹介

働くものの労働安全衛生入門シリーズ

全8巻：お申し込みは愛知健康センターへ

1冊1680円

お知らせ

「アスベスト対策愛知連絡会」は、2008年2月結成以来、石綿救済法の改善のための署名を集めることからはじめ、「アスベスト110番」に備えての学習会の開催、季刊誌「いしわた情報」の発行など進めて参りました。「会」は引き続き下記の要領で学習会や相談活動を進めます。みなさんのご参加をお願い致します。

アスベスト学習会

日時：5月30日(月) 16:00～17:45

場所：労働会館 本館 2階 会議室

講師：竹内 平 弁護士

内容：石綿の健康被害の救済に関する
法律改正と健康相談のポイント

(注意)当日は14:00～事務局会議です。

アスベスト110番

日時：6月1日(日)10:00～16:00

電話：① 052-883-6966

② 052-883-6983

③ 052-883-7925

④ 052-883-7926

(注意)①のみ随時労働相談受付中。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
6月1日(日)	アスベスト110番(883-6966)	10:00～16:00センター事務所
2日(月)	事務局会議	10:00 事務所
6月4日(水)	ドラッグスギヤマ損害賠償・杉山裁判	10:30 名古屋高裁1002法廷
6日(金)～8日(日)	労働安全衛生中央学校	13:00 東京・全労連会館
9日(月)	刈谷市職員・倉田康弘さん中央審査会	東京
10日(火)	中部電力アスベスト・藤原裁判	11:00 名古屋地裁11階法廷
15日(日)	倉田康弘さんの公務災害認定を支援する会総会	13:30 刈谷市民会館会議室
16日(月)	事務局会議	10:00 事務所
18日(水)	全国センター理事会	東京
22日(日)	内野さんを支援する会総会	13:30 刈谷市民会館会議室
	勝利判決祝賀会	16:00 刈谷市民会館会議室
24日(火)	金丸事務局会議	18:30 事務所
7月19日(土)	中電：藤田裁判勝利報告集会	14:00 労働会館：東館ホール
26日～27日	全国母親大会	名古屋市
8月30日(土)	第18期 愛知健康センター総会	13:30 労働会館 本館2階